



2025年4月14日

各位

会社名 株式会社ツインバード
代表者名 代表取締役社長 野水 重明
(コード番号 6897 東証スタンダード)
問合せ先 取締役企画管理本部本部長 渡邊 桂三
(TEL 0256-92-6111)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2025年5月27日開催予定の当社第63期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対するインセンティブ機能をより一層高め、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を強化すると共に、中長期的な企業価値と株主価値との連動的な向上を図ることを目的として、対象取締役に対し、業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数及び額の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）の割当てのための金銭報酬債権及び金銭を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2016年5月27日開催の当社第54期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額168百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、また、2018年5月29日開催の当社第56期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、対象取締役に対して株式報酬を支給することを目的として業績連動型株式報酬制度（以下、「旧業績連動型株式報酬制度」という。）をその内容を一部変更して継続すること及び延長した信託期間（3年間）中に225百万円を上限とする金銭を追加拠出（追加信託）できることにつき、ご承認をいただき、さらに、2021年5月25日開催の当社第59期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額、及び旧業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額42百万円以内とし、割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることについてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入

し、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬等の額とは別枠として、本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び最終支給金銭（下記2.（1）で定義される。）の総額を、各対象期間（下記2.（1）で定義される。）につき70百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度導入のための株主総会議案が原案どおり承認可決されることを条件に、旧業績連動型株式報酬制度に基づく新たなポイントの付与を停止し、既にポイントを付与されている対象取締役については、株式交付規程の定めに基づき当社普通株式の交付を受けるものとします。ただし、このうち一定の割合の当社普通株式については、信託内で売却換金したうえで、当社普通株式に代わり金銭で交付するものとします。

2. 本制度の概要

（1）業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に對して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権及び本制度に基づき最終的に支給する金銭（以下、「最終支給金銭」という。）を上記の各対象期間における総額の範囲内で支給し、各対象取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に對して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権及び最終支給金銭を支給するか否か、並びに交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）及び支給する最終支給金銭の額は確定していない。

また、上記金銭報酬債権及び最終支給金銭は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（5）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第64期事業年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の交付及び最終支給金銭の支給を行うことができるものとする。

（2）業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき175,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（3）交付株式数及び金銭の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数及び最終支給金銭の額の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に對する交付株式数及び最終支給金銭の額を算定する（ただし、1株未満又は1円未満の端数が生じた場合には1株単位又は1円単位で切り上げるものとする。）。

各対象取締役に對して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数及び額の業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び最終支給金銭の支給を行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権及

び最終支給金銭の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数、金銭報酬債権の額及び最終支給金銭の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。また、最終支給金銭は各対象取締役が当社の取締役の地位から退任する時に支給するものとする。

・各対象取締役に対する交付株式数

職位別基本報酬額（※1）×70%×業績連動係数（※2）÷交付時株価（※3）

・各対象取締役に対する金銭報酬債権の額

各対象取締役に対する交付株式数×交付時株価（※3）

・各対象取締役に対する最終支給金銭の額

職位別基本報酬額（※1）×30%×業績連動係数（※2）

- ※1 職位別基本報酬額は、職務執行期間（下記（4）で定義される。）の初日の役位に応じて算定する。
- ※2 業績連動係数は、各対象期間の業績評価指標の達成度に応じて、0～150%の範囲で当社取締役会において決定する。
- ※3 交付時株価は、業績連動型譲渡制限付株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該業績連動型譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

初回の対象期間については、当該対象期間終了後、当該対象期間における当社のROEその他の当社取締役会が定める業績評価指標の達成度に応じて、上記の計算式に基づき対象取締役に交付する交付株式数、金銭報酬債権の額及び最終支給金銭の額を決定する（ただし、1株未満又は1円未満の端数が生じた場合には1株単位又は1円単位で切り上げるものとする。）。

（4）交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び最終支給金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、最終支給金銭は各対象取締役が当社の取締役の地位から退任する時に支給するものとする。また、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行うものとする。

- ① 業績連動型譲渡制限付株式の割当ての対象となる職務執行期間（前事業年度に係る定時株主総会の開催日から当該事業年度に係る定時株主総会の開催日の前日までの期間をいう。）中に対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、各対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位から退任した場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に定める額

の金銭を、各対象期間につき70百万円以内の範囲内で、支給する。また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に定める額の金銭を、各対象期間につき70百万円以内の範囲内で、支給する。

（5）業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が正当と認めない理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑤ その他取締役会で定める内容

業績連動型譲渡制限付株式割当契約に係るその他の内容については当社取締役会で定め、当該事項を業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

以上